子どもの予防接種標準スケジュール（墨田区保健所作成）

定期・・・定期予防接種（２３区内の指定医療機関での接種は無料）
任意・・・任意予防接種（一部助成あり）

定期予防接種の対象年齢　　任意接種の接種できる年齢

	ワクチン名	接種完了チェック	誕 1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳～	
定期接種	不活化 ※ ５種混合（DPT-IPV-Hib）	□□□□			①	②	③							④									
	不活化 小児用肺炎球菌	□□□□	（注）第1回目の接種開始年齢によって、接種回数が異なります。		①	②	③							④									
	不活化 B型肝炎	□□□			①	②				③													
	経口生 １価 ロタリックス	□□			①	②																	
	経口生 ロタ	（注）どちらか一方を選択します。			１回目は生後１４週６日までに接種																		
	経口生 ５価 ロタテック	□□□			①	②	③																
	注射生 ＢＣＧ	□						①															
	注射生 MR（麻しん・風しん混合）	□□												①				②					
	注射生 水痘（水ぼうそう）	□□												①②									
任意接種	注射生 おたふくかぜ ＊一部助成あり	□□	（注）予防効果を確実にするために、2回接種が望ましい。											①				②					
	不活化 インフルエンザ ＊一部助成あり	□□																					
定期	不活化 日本脳炎	□□□□														（第１期）①②	③						④
	不活化 ２種混合（DT）	□																					①
	不活化 ＨＰＶ（子宮頸がん）	□□□																					①②③ 又は ①②
任意	不活化 男性ＨＰＶ ＊無料	□□□																					①②③

第1期は、１歳を過ぎたら早期の接種が望ましい
第２期は、小学校入学前の１年間に接種

１回目は１歳を過ぎたら早期の接種が望ましい
２回目は標準的には６か月～１年（最短で３か月）の間隔をあけて、３歳までに完了

１回目は１歳を過ぎたら早期に接種することが望ましい
２回目は、MR第２期と同時期の接種が望ましい

毎シーズン（10～1月）2回接種（１回目から２～４週間後に２回目）

第2期は、9歳以上13歳未満で接種

１１歳以上１３歳未満で接種

女性が対象。中学１年生相当の年齢で計３回接種。
ただし、９価ワクチンでの接種で、１５歳未満から接種を開始し、５か月以上の間隔で接種する場合は計２回接種。

男性が対象。中学１年生相当の年齢で計３回接種。４価ワクチンのみが対象。

＊種類の異なるワクチンの接種間隔

注射生 ワクチン → 中２７日（４週間）以上あける → 注射生 ワクチン

注射生ワクチン以外の種類の異なるワクチン間の接種間隔の制限はありません。

＊同時接種については接種医とご相談ください

※令和6年4月1日から4種混合とヒブの混合ワクチンである、5種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、ヒブ）が定期接種化されました。令和6年5月1日以降に墨田区で生まれたお子さんには5種混合の予診票をお送りしています。

すみだ予防接種情報サービス
『予防接種ナビ』をご活用ください！
お子さんに合わせた予防接種スケジュールを自動で作成し、接種日が近づくとメールでお知らせします。
予診票の発行申請にもお使いいただけます。
登録は無料ですので、区民の皆様はぜひご活用ください。

https://sumida.city-hc.jp

令和７年4月作成版

定期予防接種

ワクチン名	種別	対象期間・標準的な接種期間・通知時期等
5種混合 （DPT-IPV-Hib ポリオ・ジフテリア 百日せき・破傷風・ Hib）	不活化	【定期予防接種の対象期間】生後2か月～90か月（7歳6か月）に達する前日まで 【標準的な接種期間】初回：生後2か月から7か月に至るまでの間に接種開始し、20日～56日までの間隔をおいて3回 計4回接種　追加：初回3回終了後、6か月～1年6か月の間隔をあける 【通知発送時期】生後2か月到達前 【接種間隔】1期初回1回目 →（20～56日）→ 1期初回2回目 →（20～56日）→ 1期初回3回目 →（6か月～1年6か月）→ 1期追加
小児用 肺炎球菌	不活化ワクチン	【定期予防接種の対象期間】生後2か月～60か月（5歳）に達する前日まで 【標準的な接種期間】生後2か月から7か月に至るまでの間に接種開始　計4回接種 3回目までの接種は12か月に至るまでに行い、その後、60日間以上あけて 1歳以上で追加接種 追加接種の標準的な接種期間は生後12か月から生後15か月に至るまで 【接種間隔】1回目 →（27日以上）→ 2回目 →（27日以上）→ 3回目 →（60日以上）→ 追加 【通知発送時期】生後2か月到達前 ＊接種開始月齢によって、接種回数及び接種間隔が異なります。 生後7か月から12か月に至るまでの間に接種開始　計3回接種（2回目までの接種は標準的には生後12か月に至るまでに行う）※追加の接種は1歳を迎えてから行う。　1回目 →（27日以上）→ 2回目 →（60日以上）→ 追加 生後12か月から24か月に至るまでの間に接種開始　計2回接種　1回目 →（60日以上）→ 追加 生後24か月から60か月に至るまでの間に接種開始　計1回接種　1回目
B型肝炎	不活化ワクチン	【定期予防接種の対象期間】生後12か月（1歳）に達する前日まで 【標準的な接種期間】生後2か月～9か月に達する前日まで　計3回接種 【通知発送時期】生後2か月到達前 【接種間隔】1回目 →（27日以上）→ 2回目 →（139日以上）→ 3回目 ※3回目の接種は、1回目の接種から139日以上の間隔をおいたうえで、2回目の接種から6日以上の間隔をおいて接種します。
ロタ	経口生ワクチン	【定期予防接種の対象期間】ロタリックス：生後6週～24週まで、ロタテック：生後6週～32週まで 【標準的な接種期間】1回目は、生後2か月から生後14週6日まで 2・3回目は右図のとおり　※接種は同一ワクチンで行います。 【通知発送時期】生後2か月到達前 【接種間隔】「ロタリックス」の場合　1回目 →（27日）→ 2回目 「ロタテック」の場合　1回目 →（27日）→ 2回目 →（27日）→ 3回目
BCG	注射生ワクチン	【定期予防接種の対象期間】生後12か月（1歳）に達する前日まで 【標準的な接種期間】生後5か月～8か月に達する前日まで 【通知発送時期】生後2か月到達前
MR （麻しん・風しん 混合）	注射生ワクチン	【定期予防接種の対象期間】【1期】12か月（1歳）～24か月（2歳）に達する前日まで 計2回接種　【2期】5歳以上7歳未満で、小学校就学前の1年間（年長児の4月1日～翌年3月31日） 【通知発送時期】1期：1歳に達する月の前月の10日頃 2期：小学校に入学する1年前の3月下旬　※麻しん・風しんの両方にり患した場合は必要ありません。 ＊未接種者に対する救済措置 MR1期（任意）⇒ MR1期未接種の子のうち、1期（定期）対象期間と2期（定期）対象期間の間の年齢の子 MR2期（任意）⇒ ＭＲまたは麻しんまたは風しんの予防接種を受けた回数が１回以下の子で、小学１年生～６年生相当年齢の子 MR3期（任意）⇒ ＭＲまたは麻しんまたは風しんの予防接種を受けた回数が１回以下の子で、中学１年生～高校三年生相当年齢の子
水痘 （水ぼうそう）	注射生ワクチン	【定期予防接種の対象期間】生後12か月（1歳）～生後36か月（3歳）に達する前日まで 【標準的な接種期間】1回目：生後12か月から15か月に至るまで 計2回接種　2回目：1回目接種終了後、標準的に6か月～1年（最短で3か月）の間隔をあける 【通知発送時期】1歳に達する月の前月の10日頃
日本脳炎	不活化ワクチン	【定期予防接種の対象期間】【1期】生後6か月から90か月（7歳6か月）に達する前日まで 【2期】9～13歳に達する前々日まで 【標準的な接種期間】【1期】初回（1・2回）：3歳に達した時から4歳に達するまでの期間 計4回接種　【1期】追加：4歳に達した時から5歳に達するまでの期間 【2期】9歳に達した時から10歳に達するまでの期間 【通知発送時期】1期（計3回分）：3歳に達する月の前月の下旬 2期：9歳に達する月の前月の下旬 【接種間隔】1期初回1回目 →（6～28日）→ 1期初回2回目 →（1年）→ 1期追加 →（おおよそ5年）→ 2期
2種混合 （DT）	注射生ワクチン	【定期予防接種の対象期間】11歳～13歳に達する前日まで 【標準的な接種期間】11歳～12歳に達するまでの期間 【通知発送時期】11歳に達する月の前月の下旬
子宮頸がん予防 ワクチン （HPVワクチン）	不活化ワクチン	【定期予防接種の対象期間】小学6年生から高校1年生相当年齢まで 【標準的な接種期間】中学1年生相当年齢　＊計2回又は3回接種 ＊9価ワクチンでの接種は、15歳未満からの接種開始で5か月以上の接種間隔で接種する場合は2回接種となり、15歳以上からの接種開始又は1回目と2回目の接種間隔が5か月未満で接種する場合は3回接種となります。 ※原則として、接種は同一ワクチンで行います。 【接種間隔】「2価サーバリックス」の場合　1回目 →（1か月）→ 2回目 →（5か月）→ 3回目 「4価ガーダシル」の場合 「9価シルガード9（15歳以上からの接種開始等）」の場合　1回目 →（2か月）→ 2回目 →（4か月）→ 3回目 「9価シルガード9（15歳未満からの接種開始）」の場合　1回目 →（6か月）→ 2回目

※ 定期予防接種は、疾病の性質などから、それぞれ定められた標準的な接種期間に接種を受けることが望ましいとされています。

（1）定期予防接種は、墨田区から送付された「予防接種予診票」と親子健康手帳（母子健康手帳）をお持ちになり指定医療機関で受けてください。
（2）墨田区から転出した場合、また、有効期限を過ぎた予防接種予診票は使用できません（有料での任意接種となります）。
（3）「予防接種予診票」を紛失してしまった際は、有効期間内であれば再発行いたしますので、お問い合わせ先へご連絡ください。
　墨田区へ転入の際は、表面の予防接種ナビを活用していただくか、親子健康手帳を各窓口へ御持参いただき、予診票を受け取ってください。

【お問い合わせ先】
墨田区保健所　保健予防課
〒130-8628　墨田区横川五丁目7番4号
すみだ保健子育て総合センター2階
☎03（5608）6191